

# 徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申第269号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諒問事案の概要

### 1 公文書公開請求

令和6年10月22日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「R6年10月22日、県土〇〇と苦情報告した関係者と協議及び苦情表（NPOが管理している桜及び、保管する土砂を盗んだ件に対する関係書類伺い含む書類全部 県土〇〇」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

令和6年11月1日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、当該公文書は不存在であるとする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和6年11月13日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諒問

令和7年3月25日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諒問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため。

### 2 審査請求の理由

徳島県情報公開条例第12条第3項の規定により次のとおり請求を拒否することと決定したが本来あるべき書類を隠した。〇〇は、県の土地に対して、占用許可を貰う中で、桜及び看板措置の許可があるものであり、第3者から苦情及び問題等の申し立て等の県と協議した書類を出せ。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

本件請求は、NPOが管理している桜及び保管している土砂が盗まれたことについて、令和6年10月22日に関係者と実施機関が協議し、実施機関が作成及び取得した関係書類全部の公開であるが、実施機関が関係書類を作成及び取得した事実はない。

したがって、実施機関は本件請求に係る公文書を保有しておらず、条例第7条第2号の規定により公開請求を拒否したものである。

## 第5 審査会の処理経過

本事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和7年 3月25日	諮詢
同年 11月 5日 第2部会（第28回）	審議
同年 12月 4日 第2部会（第29回）	審議

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、NPO法人が実施機関から占用許可を受けた土地において管理している桜及び保管している土砂が盗まれたことについて、令和6年10月22日に関係者と実施機関が協議したことについて、実施機関の〇〇総合県民局県土整備部<〇〇>が作成し、又は取得した関係書類全部の公開を求めるものである。

実施機関は、本件請求に係る公文書が不存在であるとして、本件処分を行っている。

これに対して、審査請求人は、「あるべき書類」が存在する旨主張しているため、以下、本件請求に係る公文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件請求に係る公文書の保有の有無について

実施機関の説明によると、実施機関が本件請求に係る公文書を作成し、又は取得した事実はないため、公文書は不存在であることである。

徳島県公文書等の管理に関する条例（令和5年徳島県条例第17号。以下「公文書管理条例」という。）第4条は、実施機関の職員の文書作成義務を定めている。

これは、現在及び将来の県民に対する説明責務など、同条例の目的を達成するために、実施機関の職員は、最終的な意思決定だけではなく、そこに至るまでのプロセスについても、事後にその内容を合理的に跡づけ、又は検証できるよう、文書を作成し

なければならないとするものであり、県内部の打合せや外部の者との折衝等を含め、事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録については、文書を作成するものとされている。

文書の正確性を確保するため、文書作成に当たっては、その内容について原則として複数の職員による確認を経た上で、文書管理の責にある者が確認するものとされており、外部の者との打合せ等の記録の作成に当たっては、県の出席者による確認を経るとともに、可能な限り、当該打合せ等の相手方の発言部分等についても、相手方による確認等により、正確性の確保を期するものとされている。

しかし、実施機関が打合せ等の記録に係る文書を作成する場合は、担当者が記録の案を作成した上で、上記確認等を行う必要があるため、当該文書の作成には相当の時間を要することとなる一方で、公文書管理条例においては、当該文書を打合せ等が行われた当日中に作成することを義務付けた規定はない。

本件請求のあった日（令和6年10月22日）は、関係者と実施機関が協議した日であり、仮に実施機関が当該協議の内容を記録した文書を作成するとしても、その日のうちに作成することは困難であり、同日時点では本件請求に係る公文書を作成していないとの実施機関の説明は、不自然・不合理とはいえない。

### 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榎本 久実	税理士	